

山梨 U-12 リーグ検討委員会設置要領

1. 目的

山梨 U-12 リーグ検討委員会(以下「検討委員会」と言う。)は、JFA2005 年宣言に基づき推進されるリーグ戦文化の創出を実現するため、山梨県サッカー協会 4 種少年委員会規約第 8 条に定める特別委員会として、山梨県におけるより良い少年サッカー環境の整備、確立を目指して、4 種主管大会としての U-12(U-11、U-10を含む。)年代のリーグ戦の実施について検討することを目的に設置するものである。

2. 職務

4 種委員長より諮問された U-12 リーグ戦実施に関する事項を検討し答申する。

3. 検討委員会の組織、役割

- (1) 検討委員会の組織は、担当役員、各地区選出委員をもって構成する。
- (2) 担当役員は、小林芳昭(峡中地区理事)、福田和久(峡北地区理事)、風間斉(技術部長)、矢崎幸一(審判部長)、三科健二郎(事業運営部長)、鈴木和幸(広報部長)とする。
- (3) 各地区選出委員は、次のとおり選出する。
- (4) 甲府 1、峡北 1、峡中 1、峡東 1、郡内東 1、郡内南 1(計 6 名)
- (5) 検討委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は、小林芳昭 4 種副委員長が務める。
- (6) 副委員長は、委員長が指名する。
- (7) 検討委員会にオブザーバーを置く。
- (8) オブザーバーは、深沢かずとも(技術委員長)、田辺裕造(ユースダイレクター)
横森 潔(前副委員長)、小澤 亮(前事業運営部長)

4. 会議

- (1) 検討委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 検討委員会は、原則として毎月 1 回開催するほか、必要に応じ委員長が招集する。

5. 報告及び答申

- (1) 検討委員会は、その検討経過を 4 種委員長並びに 4 種委員会役員会に報告するとともに、Web ページ(山梨県 4 種委員会ブログ)に公開する。
- (2) 検討委員会は、9 月の評議委員会において検討結果、実施案等を報告するものとする。
- (3) 検討委員会は、各地区理事が行う検討委員会実施案に対する各地区の意見聴取、取りまとめを参考に実施に向けた具体案を 2 月の 4 種役員会までに 4 種委員長に答申する。

6. 期間、任期

検討委員会の設置期間は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。